

令和 年度 租税条約による個人住民税の免除に関する届出書

観音寺市長 宛て

令和 年 月 日

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条に基づき、次の申請者の届出をします。

個人住民税の 免除を受ける者	氏名	
	住所（居所）	
	生年月日	

申請者 (雇用主等)	氏名（名称）	
	住所（所在地）	
	連絡先	

【添付資料】

- ・税務署へ提出した「租税条約に関する届出」の写し一式
- ・本人確認書類（個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し

☐ 前回提出した届出書の添付資料が、今回提出する届出書の添付資料と差異がないため、届出書のみ提出とします。

【注意事項】

毎年 1 月 1 日現在観音寺市に住所がある場合、3 月 15 日（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日の場合は、翌開庁日）までに本届出書の提出が必要です。提出が無い場合、その年の個人住民税が課税になることがありますのでご注意ください。